府令・省令

○内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第三号

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十条第一項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十一年九月一日

内閣総理大臣　麻生　太郎
総務大臣　佐藤　勉
法務大臣　森　英介
財務大臣　与謝野　馨
厚生労働大臣　舛添　要一
農林水産大臣　石破　茂
経済産業大臣　二階　俊博
国土交通大臣　金子　一義

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、法務省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項ただし書を削る。

附則第五条の表第十四条第七号イの項を次のように改める。

第十四条第七号イ	第十条第一項	第十条
	同項	同条第一項
	事項	事項（同条第二項から第四項までの規定により通知する場合にあっては、第十七条第一項各号列記以外の部分括弧書又は同条第二項括弧書の規定により通知しなかった事項に限る。）

附　則

この命令は、平成二十一年十一月二十一日から施行する。

○内閣府、経済産業省令第五号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第五条第一項及び第六条第一項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十七年政令第八号）第二条第一項の規定に基づき、特定商取引に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十一年九月一日

内閣総理大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　二階　俊博

特定商取引に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

（趣旨）

第一条　民間事業者等が、特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）に係る保存等を、電磁的記録を使用して行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に特別の定めのある場合を除くほか、この命令の定めるところによる。

（定義）

第二条　この命令において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（法第三条第一項の主務省令で定める保存）

第三条　法第三条第一項の主務省令で定める保存は、特定商取引に関する法律第四十五条第一項の規定に基づく書面の保存とする。

（電磁的記録による保存）

第四条　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法

二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2　民間事業者等が、前項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で民間事業者等の使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成することができなければならない。

3　特定商取引に関する法律第四十五条第一項の規定に基づき、同一内容の書面を二以上の事務所等（書面又は電磁的記録の保存が義務づけられている場所をいう。以下同じ。）に保存をしなければならないとされている民間事業者等が、第一項の規定に基づき、当該二以上の事務所等のうち、一の事務所等に当該書面に係る電磁的記録の保存を行うとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を他の事務所等に備え付けた電子計算機の映像面に表示及び当該事項を記載した書面を作成することができる措置を講じた場合は、当該他の事務所等に当該書面の保存が行われたものとみなす。

4　民間事業者等が、第一項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、内閣総理大臣及び経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等）

第五条　法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、特定商取引に関する法律第四十五条第二項の規定に基づく書面の縦覧等とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第六条　民間事業者等が、法第五条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を民間事業者等の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。

（法第六条第一項の主務省令で定める交付等）

第七条　法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、特定商取引に関する法律第四十五条第二項の規定に基づく書面の交付等とする。

（電磁的記録による交付等）

第八条　民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法